

2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業

(趣旨)

第1条 熊本国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、熊本空港の利用促進を図るため、熊本空港利用の国内チャーター便（以下「チャーター便」という。）を企画し実施する団体（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要項に定めるところによる。

(助成の条件、助成金の額)

第2条 助成の対象となる便は、2023年10月29日から2024年3月12日までの間に企画し、実施されるものであること。（復路が3月12日までに運航されること。）

2 送客支援の対象となる便は、熊本空港と日本国内空港の二地点を結ぶチャーター便（但し、定期便の就航路線は除く）であり、本事業の趣旨に適したものと会社が認めたものとする。プロモーション支援の対象となる便は、熊本空港と新千歳空港、丘珠空港、仙台空港、関西空港、神戸空港のいずれかを結ぶチャーター便であり、本事業の趣旨に適したものと会社が認めたものとする。

3 送客支援の助成金の額は、1往復につき一人あたり3,000円、上限は1商品につき60万円とする。片道チャーター便の場合は対象外。また、添乗員は送客実績に含まない。プロモーション支援の助成金の額は、1往復につき上限80万円としたプロモーション経費の実績額とする。連続するチャーター便は、そのうちのいずれか1往復を対象とする。片道チャーター便は対象外。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、対象となるチャーター便を用機する旅行会社（旅行業法[昭和27年法律第239号]の規程に基づく登録を受けているもの）または航空会社（航空法[昭和27年法律第231号]に定める許可を受けたもの）とする。但し、対象となるチャーター便に対する助成事業者は1者に限る。

(助成金の申請)

第4条 助成を申請する助成事業者は、チャーター便の運航日から数えて20日前までに、助成申請書（別記第1号様式）を会社に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 会社は、助成の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の対象として適当と認められたときは、速やかに交付決定をするものとする。

2 会社は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 会社は、第1項の決定をしたときは、速やかに助成決定通知書（別記第2号様式）を助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 助成事業者は、助成事業の実施に当たって、事業内容の変更、取下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく会社に文書（別記第3号様式）で報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成の決定を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して10日以内または2024年3月13日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記第4号様式)を会社に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第8条 会社は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは助成金の確定を行い、助成金確定通知書(別記第5号様式)を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、助成金請求書(別記第6号様式)を会社に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 会社は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

附 則

この要項は、2023年10月29日から施行する。

別記第 1 号様式(第 4 条関係)

2023 年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業助成申請書

年 月 日

熊本国際空港株式会社
代表取締役社長 山川 秀明 様

申請者	住所	〒 -
	団体名 代表者名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2023 年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業として助成を受けたいので、同事業実施要項第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

事業名 (商品名等)				
利用路線	往路		復路	
	【発空港】 【着空港】	空港 空港	【発空港】 【着空港】	空港 空港
旅行催行期間	20 年 月 日	～	20 年 月 日	
旅行商品販売期間	20 年 月 日	～	20 年 月 日	
運航機材	【航空会社】 【機材・定員】			
募集人数	人			
プロモーション内容				
助成申請額 (①は募集人数に 3,000 円 を乗じた額。上限は 60 万円。 ②は、上限 80 万円。)	① 送客支援		円	
	② プロモーション支援		円	

※旅行商品の行程 (利用航空便等) が確認できる書類を添付すること。

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名) 様

熊本国際空港株式会社
代表取締役社長 山川 秀明

2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業助成決定通知書

年 月 日付けで助成申請のあった事業について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。また、事業内容の変更、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第6条に従い、速やかに報告してください。

記

1 事業名

2 交付決定額（上限額）

① 送客支援 円

② プロモーション支援 円

3 交付の条件

以上

別記第3号様式(第6条関係)

2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業変更・取下げ報告書

年 月 日

熊本国際空港株式会社
代表取締役社長 山川 秀明 様

申請者	住所	〒 -
	団体名	
	代表者名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

年 月 日付け第 号で助成決定通知のあった2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業について、下記のとおり計画を変更・取下げしたいので、同事業実施要項第6条の規程により、関係書類を添えて報告します。

1 種別 (変更 ・ 取下げ) ※いずれかを○で囲う。

2 変更・取下げの理由

--

3 変更内容 ※取下げの場合は記入不要。

変更前	
変更後	

2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業実績報告書

年 月 日

熊本国際空港株式会社
代表取締役社長 山川 秀明 様

申請者	住所	〒 -
	団体名 代表者名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

年 月 日付け第 号で助成決定通知のあった2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業について実施しましたので、同事業実施要項第7条の規定により報告します。

事業名（商品名等）		
利用路線 ※片道の場合は往路のみ記入	往路	復路
	【発空港】 空港 【着空港】 空港	【発空港】 空港 【着空港】 空港
旅行催行期間	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日	
運航機材	【航空会社】 【機材・定員】	
送客人数	人	
プロモーション内容		
助成実績額 （①は、送客人数に3,000円を乗じて得た額。但し上限は60万円。②は、上限80万円。）	① 送客支援 円	
	② プロモーション支援 円	

※ 実績（利用航空便・送客人数等）が分かるものを添付すること。
※ プロモーションに係る経費の根拠（請求額・支出金額が分かるもの）を添付すること。

別記第5号様式（第8条関係）

2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業助成確定通知書

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

熊本国際空港株式会社
代表取締役社長 山川 秀明

年 月 日付けで完了実績報告のあった事業について、審査の結果、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 確定額

① 送客支援 円（不課税）

② プロモーション支援 円（不課税）

以上

別記第6号様式（第9条関係）

2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成事業助成金請求書

年 月 日

熊本国際空港株式会社
代表取締役社長 山川 秀明 様

申請者	住 所	〒 -
	団 体 名 代表者名	⑩
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

年 月 日付け第 号で確定通知があった2023年度熊本空港冬季国内チャーター便助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成確定額		金 円	
請 求 額		金 円	
振込口座	金融機関名	金融機関名	支店名
	口 座 番 号	口座種別	口座番号
	口 座 名 義 人	(フリガナ)	